

# 【令和5年度 キャリアアップ研修 開催要綱】

令和5年4月13日

## 1. 趣旨・目的

保育士等キャリアアップ研修とは 保育現場において、園長・主任保育士の下で多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっている初任後から中堅までの職員を対象に、職務内容に応じた専門性の向上を図るため、平成29年度よりスタートした研修制度です。

## 2. 実施主体

キャリアアップ研修委員会と神戸市私立保育園連盟事務局で運営管理を行います。

## 3. 研修の実施内容等

- ① 研修開始 30 分前から受付を開始します。受付には「受講票」が必要となります。必ず対象分野のものを、A4 サイズで印刷してご持参ください。
- ② 会場内での検温・手指消毒後、各自で受講票バーコードの読み取りをしていただき、座席番号を確認して会場内へお入り下さい。
- ③ 「兵庫県保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」において、研修の実施にあたっては講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう工夫することとなっております。この研修でもグループワークや質疑応答ができる環境の準備を整えております。グループワークの際には、司会進行役をはじめ、意見交換等積極的に取り組んで下さい。
- ④ 研修の録音・録画・撮影は固く禁止いたします。また研修で使用する資料や電子ファイルの無断転用も禁止します。
- ⑤ 処遇改善加算対象者を優先させることから、申込受付は、申込時点及び研修日時時点で神戸市内の認可施設に勤務されている方とさせていただきます。

## 4. 一部受講証明書の交付について

受講終了後、一部受講証明書をお渡しします。ただし以下の状況が認められた場合、一部受講証明書の発行対象外となります。

- ① 15分以上の遅刻・離席は受講内容が伴わない為、一部受講証明書の発行対象外となります。また、時間を問わず早退については、一部受講証明書の発行対象外となります。
- ② 受講票を忘れた、もしくは紛失したと当日の申し出により受講票が無い場合は、一部受講証明書は発行出来ません。
- ③ 兵庫県保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱の「研修の受講において、県又は指定研修実施機関の指示に従わないなど、受講者の態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができるものとする」のとおり、研修に臨む態度・姿勢が相応しくないとみなされた方は、一部受講証明書の発行対象外となります。

以上